

議案第67号

大阪市職員定数条例の一部を改正する条例案

大阪市職員定数条例（昭和27年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「630人」を「645人」に、同項第4号中「14,900人」を「15,000人」に、同項第8号中「3,560人」を「3,615人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月21日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

本市の事務事業の再構築に伴い、職員の定数を変更するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市職員定数条例(抄)

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- 省略

教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校(幼稚園を含む。以下同じ。)以外の教育機関の職員

630人  
645人

教育委員会所管の学校の職員

14,900人  
15,000人

- 省略

消防職員

3,560人  
3,615人

2 - 3 省略